

第 9 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4 年 9 月 2 1 日(水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 2 8 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 2 9 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 3 0 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 6名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
6番 緑川 一男 8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 12名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
14番 近内 壽夫 15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄
17番 味原 孝一 18番 南條 博 19番 添田 勉
20番 小池 力 21番 福田 正三 22番 斎藤 英幸

欠席委員 4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 7番 緑川 喜友

事務局

事務局長 荒木 成輔
事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司
書記 会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は18名です。定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、2番 根本常和委員 3番 近内貞夫委員を指名いたします。

(1) 議案第28号

- ・議 長 議事に入ります。議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

- ・根本常和委員 農地法第3条第1項番号1許可申請に対する現地調査の報告をいたします。この案件は、譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんの件を調査した結果を報告いたします。

調査日は令和4年9月9日午前9時00分より、譲渡人〇〇〇〇さんと最適化推進委員根本浩一さん、農業委員根本常和の3人で現場を確認しました。

申請地は、県道11号線を石川から白河方面に向かい、〇〇〇〇地内を右折し400m右側の〇〇〇〇字〇〇〇〇番の水田〇〇〇〇㎡で〇〇〇〇地内の水田です。譲渡人所有農地と譲受人所有農地をお互いに交換して耕作の利便性を向上して耕作していくとの事でした。

周りはどちらも農地ですので特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ないものと考えますので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項番号2許可申請に対する現地調査の報告をいたします。この案件は、譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんの件を調査した結果を報告いたします。調査日は令和4年9月9日午前9時00分より、譲受人〇〇〇〇さん、最適化推進委員根本浩一さん、農業委員根本常和の3人で現場を確認しました。

申請地は、県道11号線を石川から白河方面に向かい、〇〇〇〇交差点を右折、1km先を左折し〇〇〇〇を渡り500m先をさらに左折、300m先の〇〇〇〇字〇〇〇〇番の水田〇〇〇〇㎡です。譲渡人所有農地と譲受人所有農地をお互いに交換して、耕作の利便性を向上させて耕作していくとのことでした。周りはどちらも農地ですので特別支障があるとは思えません。

以上、現地調査の結果、当案件につきましては、問題はないものと考えますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項番号3の現地調査の結果を報告します。この案件は譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんの件を調査した結果です。調査は令和4年9月9日、午前8時30分より譲受人〇〇〇〇さんと最適化推進委員根本浩一さん、農業委員根本常和の3人で現地を確認しました。

申請地は、県道11号線を白河方面に向かい、〇〇〇〇交差点を右折、1km先を左折して〇〇〇〇を渡り100m先を右折し右側の〇〇〇〇字〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の畑、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の畑、〇〇〇〇

番、〇〇〇〇の畑、〇〇〇〇番〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡の田、〇〇〇〇番、
〇〇〇〇㎡の田、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の田、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡
の田、〇〇〇〇字〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の田、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡
の田、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の田です。譲渡人は高齢であり農作業が困
難なため、譲受人に贈与し、譲受人の〇〇〇〇は今までどおり耕作してい
くとの事でした。

周りは農地ですので特別支障があるとは思えません。

現地調査の結果、当案件につきましては、問題ないものと考えますので
皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意
見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第3条第1項番号3につ
いて承認するものと決定いたします。続きまして、農地法第3条第1項番
号4を調査されました矢内常男委員に報告を求めます。

・矢内常男委員 農地法第3条第1項番号4許可申請に対する現地調査の報告をいたしま
す。

調査日は令和4年9月11日午前9時30分より現地にて行いました。
立会人は譲受人〇〇〇〇氏、農業委員緑川喜友氏、最適化推進委員の矢内
常男の3人で行いました。

譲渡人は東京都〇〇〇〇に住む〇〇〇〇氏、譲受人は石川町大字〇〇〇
〇字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇氏であります。

申請地は県道石川鮫川線、〇〇〇〇バス停より東に100m行き左折し
200m行った所を再度左折し700m進んだ所にあります。当該地は、
石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番、外2筆と石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇
〇〇〇〇番〇〇〇〇、外6筆の合計10筆で地積は合計〇〇〇〇㎡です。

譲渡人は当該地を母より相続しましたが、東京住まいをされており自作が
不可能なため、譲受人に譲渡して耕作してもらいたいとのことです。

譲受人は申請地が実家自宅の近くなので、譲渡人より買い受け耕作規模
を拡大したいとのことでした。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議よろ

しくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第28号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第29号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は、携帯電話基地局設置に伴う資材置場・作業用地として、一時転用を目的に今回の申請に至っております。なお、申請地は農振農用地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました緑川一男委員に報告を求めます。

- ・緑川一男委員 農地法第5条第1項番号1の農地転用許可申請の現地確認の結果を報告いたします。

確認日は令和4年9月7日午前10時30分より当該地にて、荒木事務局長、吉田事務局次長、会田主査、〇〇〇〇さん、設定人の〇〇〇〇さん、最適化推進委員の添田勉さん、農業委員緑川一男の合計7名で実施いたしました。

当該地は立ヶ岡の信号機から県道石川浅川線を通り、〇〇〇〇のT字路から〇〇〇〇方面へ約1キロメートル位行った石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇番、田、〇〇〇〇㎡の内、120㎡です。

概要は作業ヤード77㎡、クレーンヤード43㎡です。

被設定人は〇〇〇〇、設定人は〇〇〇〇さん、住所は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地。

申請理由は、〇〇〇〇無線基地局設置の為です。雨水は自然浸透及び側

溝へ流します。その他日照権等で問題が発生するとは思われません。

工事完成日は許可日から令和5年5月31日までです。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われしますので、皆様の審議
よろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご
意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第29号 農地法第5条第1項番号1につ
いて承認するものと決定いたします。

(3) 議案第30号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第30号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定につ
いて議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定につ
いて、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご
意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号
を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第30号荒廃農地に係る非農地判断に対す
る意見決定の件について番号1から番号95を一括して承認するものと
決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議
を閉じます。

午後2時09分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年9月21日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 _____

議事録署名人 _____ 2番

_____ 3番